

政令第百二十二号

食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第三項、第二十六条第一項及び第五十条の二第一項第二号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（食品衛生法施行令の一部改正）

第一条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までを次のように改める。

（法第十八条第三項の材質）

第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十八条第三項の政令で定める材質は、合成樹脂とする。

第二条及び第三条 削除

第五条第一項中「又は器具」を「器具又は容器包装」に改める。

第十三条中「食肉製品」の下に「（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。）」を加え、「シヨートニング」を「シヨートニング」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（小規模な営業者等）

第三十四条の二 法第五十条の二第一項第二号の政令で定める営業者は、次のとおりとする。

一 食品を製造し、又は加工する営業者であつて、食品を製造し、又は加工する施設に併設され、又は隣接した店舗においてその施設で製造し、又は加工した食品の全部又は大部分を小売販売するもの

二 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）を除く。同条第一号において同じ。）又は喫茶店営業を行う者その他の食品を調理する営業者であつて厚生労働省令で定めるもの

三 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品のみを貯蔵し、運搬し、又は販売する営業者

四 前三号に掲げる営業者のほか、食品を分割して容器包装に入れ、又は容器包装で包み、小売販売する営業者その他の法第五十条の二第一項第一号に規定する施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理並びに同項第二号に規定するその取り扱う食品の特性に応じた取組により公衆衛生上必要な措置を講ずることが可能であると認められる営業者であつて厚生労働省令で定めるもの

第三十五条第一号及び第二号を次のように改める。

一 飲食店営業

二 喫茶店営業

第三十五条第五号中「アイスシャーベット、アイスクャンデー」を「アイスシャーベット、アイスクャンデー」に改め、同条第十五号中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に、「せりの」を「競りの」に改め、同条第十六号中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同条第二十四号中「シヨートニング製造業」を「シヨートニング製造業」に改め、同条第二十六号中「醬油製造業」を

「しょうゆ製造業」に改め、同条第二十七号中「果実ピューレー、ケチャップ」を「果実ピューレー、ケチャップ」に改め、同条第三十号中「納豆製造業」を「納豆製造業」に改め、同条第三十一号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同条第三十四号中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。  
(厚生労働省組織令の一部改正)

第二条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一号中「こと」の下に「（食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 食品衛生法第八条第一項に規定する特別の注意を必要とする成分又は物の指定に関すること。  
第五十八条第二号を次のように改める。

二 食品衛生法第五十条の二第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること。

## 附 則

この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）（抄）	1
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）	6

改正案	現行
<p>（法第十八条第三項の材質）</p> <p>第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十八条第三項の政令で定める材質は、合成樹脂とする。</p>	<p>（総合衛生管理製造過程の承認）</p> <p>第一条 食品衛生法（以下「法」という。）第十三条第一項の政令で定める食品は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 牛乳、山羊乳、脱脂乳及び加工乳</li> <li>二 クリーム、アイスクリーム、無糖練乳、無糖脱脂練乳、脱脂粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料</li> <li>三 清涼飲料水</li> <li>四 食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。第十三条において同じ。）</li> <li>五 魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）</li> <li>六 容器包装詰加圧加熱殺菌食品（食品（前各号に掲げる食品及び鯨肉製品（鯨肉ベーコンを除く。）を除く。）であつて、気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したものをいう。）</li> </ul> <p>2   法第十三条第七項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第十三条第一項の承認を受けようとする者 二十三万九千七百円</li> <li>二 法第十三条第四項の変更の承認を受けようとする者 九万六千九百円</li> </ul>

第二条及び第三条 削除

(法第二十六条第一項の検査)

第五条 法第二十六条第一項の規定による命令は、都道府県知事が同項に規定する者に食品衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置を講ずべき旨の通知をした後において、二月を超えない範囲内で都道府県知事が定める期間内にその者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装について、検査の項目、試験品の採取方法、検査の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した検査命令書により行うものとする。

2・3 (略)

(食品等の指定)

第十三条 法第四十八条第一項に規定する政令で定める食品及び添加物は、全粉乳（その容量が千四百グラム以下である缶に収められるものに限る。）、加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。）、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る。）、マーガリン、ショートニング及び添加物（法第

(総合衛生管理製造過程の承認の有効期間)

第二条 法第十四条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(総合衛生管理製造過程の承認の更新手数料の額)

第三条 法第十四条第五項の政令で定める手数料の額は、十七万二千百円とする。

(法第二十六条第一項の検査)

第五条 法第二十六条第一項の規定による命令は、都道府県知事が同項に規定する者に食品衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置を講ずべき旨の通知をした後において、二月を超えない範囲内で都道府県知事が定める期間内にその者が製造し、又は加工する食品、添加物又は器具について、検査の項目、試験品の採取方法、検査の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した検査命令書により行うものとする。

2・3 (略)

(食品等の指定)

第十三条 法第四十八条第一項に規定する政令で定める食品及び添加物は、全粉乳（その容量が千四百グラム以下である缶に収められるものに限る。）、加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る。）、マーガリン、ショートニング及び添加物（法第十一條第一項の規定により規格が定められたものに限る。）とする。

十三条第一項の規定により規格が定められたものに限る。)とする。

(小規模な営業者等)

第三十四条の二 法第五十条の二第一項第二号の政令で定める営業者は、次のとおりとする。

一 食品を製造し、又は加工する営業者であつて、食品を製造し、又は加工する施設に併設され、又は隣接した店舗においてその施設で製造し、又は加工した食品の全部又は大部分を小売販売するもの

二 飲食店営業(一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。)を除く。同条第一号において同じ。)又は喫茶店営業を行う者その他の食品を調理する営業者であつて厚生労働省令で定めるもの

三 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品のみを貯蔵し、運搬し、又は販売する営業者

四 前三号に掲げる営業者のほか、食品を分割して容器包装に入れ、又は容器包装で包み、小売販売する営業者その他の法第五十条の二第一項第一号に規定する施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理並びに同項第二号に規定するその取り扱い食品の特性に応じた取組により公衆衛生上必要な措置を講ずることが可能であると認められる営業者であつて厚生労働省令で定めるもの

(新設)

(営業の指定)

第三十五条 法第五十一条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

一 飲食店営業

二 喫茶店営業

三・四 (略)

五 アイスクリーム類製造業 (アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスクャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。)

六〇十四 (略)

十五 魚介類競り売り営業 (鮮魚介類を魚介類市場において競りの方  
法で販売する営業をいう。)

十六 魚肉練り製品製造業 (魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。)

十七〇二十三 (略)

二十四 マーガリン又はショートニング製造業

二十五 (略)

二十六 しょうゆ製造業

二十七 ソース類製造業 (ウスターソース、果実ソース、果実ピュー

(営業の指定)

第三十五条 法第五十一条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

一 飲食店営業 (一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他

食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。)

二 喫茶店営業 (喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)

三・四 (略)

五 アイスクリーム類製造業 (アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスクャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。)

六〇十四 (略)

十五 魚介類せり売営業 (鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方  
法で販売する営業をいう。)

十六 魚肉練り製品製造業 (魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。)

十七〇二十三 (略)

二十四 マーガリン又はショートニング製造業

二十五 (略)

二十六 醤油製造業

二十七 ソース類製造業 (ウスターソース、果実ソース、果実ピュー

レ、ケチャップ又はマヨネーズを製造する営業をいう。

二十八・二十九 (略)

三十 納豆製造業

三十一 麵類製造業

三十二・三十三 (略)

三十四 添加物製造業（法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物を製造する営業をいう。）

レ、ケチャップ又はマヨネーズを製造する営業をいう。

二十八・二十九 (略)

三十 納豆製造業

三十一 めん類製造業

三十二・三十三 (略)

三十四 添加物製造業（法第十一条第一項の規定により規格が定められた添加物を製造する営業をいう。）

改正案	現行
<p>（食品基準審査課の所掌事務）</p> <p>第五十七条 食品基準審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 食品等及び洗浄剤の衛生に関する規格又は基準に関すること（食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 食品衛生法第八条第一項に規定する特別の注意を必要とする成分又は物の指定に関すること。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（食品監視安全課の所掌事務）</p> <p>第五十八条 食品監視安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 食品衛生法第五十条の二第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること。</p> <p>三〇十 （略）</p>	<p>（食品基準審査課の所掌事務）</p> <p>第五十七条 食品基準審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 食品等及び洗浄剤の衛生に関する規格又は基準に関すること。</p> <p>二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（食品監視安全課の所掌事務）</p> <p>第五十八条 食品監視安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 総合衛生管理製造過程（食品衛生法第十三条第一項に規定する総合衛生管理製造過程をいう。）を経て食品を製造し、又は加工することについての承認に関すること。</p> <p>三〇十 （略）</p>